

令和 8 年 度

自治会長会議

～資料集～

資料集目次

資料 1	自主防災組織育成事業について（総務課危機管理室）・・・・・・・・・・ P 1
資料 2	支所窓口業務の郵便局委託について（市民課）・・・・・・・・・・ P 2
資料 3	自治会に対する支援について（生活環境課）・・・・・・・・・・ P 4
資料 4	熊による被害防止対策について（農地林務課）・・・・・・・・・・ P 8
資料 5	個人向け再エネ・省エネ導入等の支援等について（産業活力課）・・ P 9
資料 6	安心安全住まいづくり事業について（都市整備課）・・・・・・・・・・ P 10
資料 7	合併処理浄化槽設置整備事業について（上下水道課）・・・・・・・・ P 12
資料 8	119番映像通報システムについて（消防本部）・・・・・・・・・・ P 13
資料 9	組織機構と主な業務について・・・・・・・・・・ P 14
別添資料 1	自治会関係名簿（生活環境課）

資料 1 自主防災組織育成事業について

自主防災組織育成事業

名称（事業名）	助成内容・対象条件	助成率・助成内容等	対象者	問合せ先
自主防災組織育成事業補助金	地域住民による自主的な防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費の一部を助成（すべて1団体1回に限る）	<p>①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会等に対し自主防災計画策定費用を交付 補助率：10/10、上限2万円</p> <p>②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく防災訓練などの事業費用を交付 補助率 10/10、上限3万円</p> <p>③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資する資機材等の整備費用を交付 補助率：10/10、上限75万円 ※ただし、複数の自治会等の構成による自主防災組織の場合、上限100万円</p> <p>④自主防災組織育成事業 災害の被害防災活動および軽減活動に直接資する資機材等の拡充費用を交付 補助率：10/10、上限25万円</p>	自治会等 自主防災組織 前年度以前に結成された自主防災組織 結成後10年を経過した自主防災組織	総務課 危機管理室 30-0299
土のうストックヤード設置	過去に水害のあった地域など、設置を希望する自主防災組織	土のうストックヤードの整備	自主防災組織	

資料2 支所窓口業務の郵便局委託について

○郵便局で取り扱う主な業務

① 各証明書・届出関係

区 分	種 類	問い合わせ先	請求できる方
戸籍関係	戸籍・除籍・原戸籍の各謄本・抄本	市民課	戸籍(除籍・原戸籍)に記載のある方
	附票の謄本・抄本(ただし、平成12年3月18日以前のもの(改製原戸籍等の附票の写し)はお取り扱い出来ません。)		
	身分証明書、独身証明書		
住民票関係	謄本・抄本(除票はお取り扱い出来ません。)	市民課	本人、同一世帯員
印鑑関係	印鑑登録証明書		本人のみ
税証明関係	所得証明書		税務課
	課税証明書		
	納税証明書(軽自動車納税証明書はお取り扱い出来ません。)		
	評価証明書		
	公課証明書		
届出関係	転出届(海外転出はお取り扱い出来ません。)	市民課	本人、同一世帯員
申請関係	国民健康保険に係る異動・高額療養費・療養費・資格確認書再交付の各申請		本人、同一世帯員
	後期高齢者医療に係る療養費・資格確認書再交付の各申請		
	福祉医療費受給者証交付・支給申請 はり・きゅう・マッサージ施術費助成申請及び受療券交付		

資料2 支所窓口業務の郵便局委託について

② マイナンバーカードの電子証明書の更新等

区 分	種 類	問い合わせ先	申請できる方
マイナンバーカード	署名用電子証明書の発行・更新等	市民課	本人のみ
	利用者証明用電子証明書の発行・更新等		

③ 収納事務（今までどおり）

区 分	種 類	問い合わせ先	お支払い可能な方
納付関係	市県民税（普通徴収・給与特別徴収）	税務課	市から発行された納付書をご持参の方 （手書き納付書による納付はできませんので、納付書をお忘れなく。）
	固定資産税		
	軽自動車税		
	国民健康保険税		
	法人市民税		
	後期高齢者医療保険料	市民課	
	介護保険料	あんしん長寿課	
	児童福祉費負担金（保育料）	すこやか子育て課	
	市営住宅使用料	都市整備課	
	上下水道料金	上下水道課	
	農業集落排水使用料		
	下水道事業受益者負担金		
	交通災害共済加入	生活環境課	

問い合わせ先はP 13～の組織機構と主な業務についてを参照してください。

自治会館建設事業費補助制度について

自治会が実施する自治会館の新築・改築・増築・改修にかかる費用に対して補助金を交付する制度です。実施年度の前年度に交付申請審査を実施し、次年度に事業実施となります。

1. 対象となる事業（事業費30万円以上のものが対象となります）

<新築・改築>

新築、改築後25年、または増築、改修後10年を経過しているもの。

<増築>

新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの。ただし排水設備の公共下水道接続や耐震補強のための事業等の例外があります。

<改修>

①と②のどちらかの選択となります。

ただし排水設備の公共下水道接続や耐震補強のための事業等の例外があります。

①新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもので、かつ、前回補助金利用後より10年を経過している場合。

②新築、改築、増築、改修後5年を経過しているもので、かつ、前回補助金利用後より5年を経過している場合。

※前回補助金利用額が50万円以上の場合は、②を選択する場合でも10年経過しなければ対象とならないため、ご注意ください。

2. 補助額

<新築・改築・増築>

算定基準と限度額があり、自治会によって変動しますのでお問い合わせください。

<改修>

①新築、改築、増築、改修後10年を経過しているものは、100万円を上限とし、対象事業費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とします。

②新築、改築、増築、改修後5年を経過しているものは、50万円を上限とし、対象事業費の2分の1以内（千円未満切り捨て）とします。

3. 申請から補助金交付までの流れ

①交付申請前審査：事業を実施しようとする年度の前年9月までに、事前協議書等必要書類を提出し、補助金交付申請前の審査を受ける必要があります。

②交付申請：審査の結果適正な事業と認められたら、事業を実施しようとする年度になってから、補助金交付申請書に工事内訳書や自治会構成員名簿等の必要書類を添付し、交付申請を行います。

※必ず交付決定がされた後に事業に着手してください。交付決定前に事業に着手した場合は補助金の交付ができないためご注意ください。

③事業実績報告：事業終了後、実績報告書に、工事契約書の写し等必要書類を添付し、提出する必要があります。

4. 問い合わせ先

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202/FAX22-2042

自治会元気づくり応援補助制度について

1. 補助率および補助上限額

○会員世帯数30世帯以下の自治会が実施主体の場合・・・

①補助率→3/4

②補助上限額→15万円以内（千円未満切り捨て）

○会員世帯数31世帯以上の自治会が実施主体の場合・・・

①補助率→1/2

②補助上限額→10万円以内（千円未満切り捨て）

2. 補助対象事業

以下の4種類の元気づくり事業に対して補助金を交付します。

①福祉事業：高齢者や子ども等を対象とした活動

②環境整備事業：自治会の美化活動や緑化推進活動

③文化事業：地域の伝統文化を育み継承する活動

④交流事業：自治会員の交流を深めるための活動

3. 補助事業例

①福祉事業…「健康体操」や「学習会」等

②環境整備事業…「ゴミ集積所整備」や「花壇づくり」等

③文化事業…「太鼓・浴衣の購入」や「屋台の修繕」等

④交流事業…「スポーツ大会」や「もちつき大会」等

4. 注意事項・問い合わせ先

○一度、補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年間交付を受けられないため、計画的に補助金をご活用ください。

○補助金交付決定前に事前に着手しないようご注意ください。

○申請額が予算額に達した場合は、次年度以降の対象となりますので、ご了承ください。

不明な点については、下記までご相談ください。

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202/FAX22-2042

コミュニティ助成事業について

市では、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために行っている助成事業を活用し、自治会活動に必要な備品の購入や自治会館の整備に係る費用の一部を助成しております。

【交付対象事業】

1. 一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な備品等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業を助成します。

《助成率》10/10 《助成額》100万円以上250万円以下（10万円未満切捨）

2. コミュニティセンター助成事業

集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕及びその施設に必要な備品の整備に関する事業を助成します。

《助成率》3/5 《助成上限額》2,000万円（10万円未満切捨）

※コミュニティセンター助成事業は保存登記等の手続きが必要となるため、認可地縁団体となっている自治会が対象となります。

【申請から交付までの流れ】

① 交付申請前審査：事業を実施しようとする年度の前年9月下旬までに、助成要望書等申請書類を提出し、補助金交付申請前の審査を受ける必要があります。

② 交 付 申 請：一般財団法人自治総合センターより採択され、市からの採択通知が届きましたら、6月市議会後に補助金交付申請書等申請書類を添付し、交付申請を行います。

※必ず交付決定がされた後に事業に着手してください。交付決定前に事業に着手した場合は、助成金の交付ができないため、ご注意ください。

③事業実績報告：事業終了後、実績報告書に、領収書やカラー写真等を添付し、提出する必要があります。

3. 問い合わせ先

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202/FAX22-2042

集落活動応援事業について

市内の自治会では、少子高齢化や人口減少が進み、特に規模の小さい自治会では従来の活動の継続や自治会の維持を課題としている自治会が多くなってきました。

そこで、そのような自治会の活力を再生させ、市全体を元気にするために、「集落活動応援事業」を実施しています。この事業は、世帯数がおおむね50世帯以下の自治会を対象に、自治会が抱える課題解決や活性化に向けた取り組みの計画策定から活動までをサポートするものです。

1. 事業内容

①対象となる自治会

○世帯数がおおむね50世帯以下

②計画策定（期間：1～2年）※事業年度ごとに申請と実績報告が必要

○自治会で話し合いを行いながら課題を把握し、課題解決や活性化に向けて、長期的・継続的な活動につながる活動計画を策定します。

○市の支援

- ・話し合い、計画づくりの支援（集落支援員）
- ・補助金（上限10万円。補助率10/10で最大2年間利用可能。）

③計画に基づいた活動の実施（期間：1～3年）※事業年度ごとに申請と実績報告が必要

○審査会を経て事業認定された活動に取り組みます。

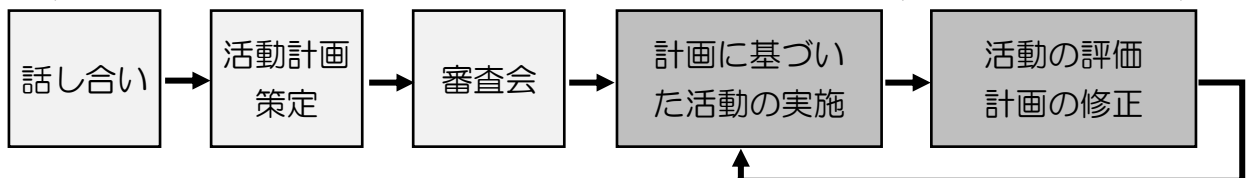
活動内容例：コミュニティビジネス事業、伝統芸能の復活事業、他自治会や都市住民との交流事業 等

○市の支援

- ・補助金（上限50万円。補助率10/10で最長3年間継続利用可能。ただし、2年以上継続する場合でも補助金額は最大で50万円。2つ以上の自治会が連携して行う場合は上限100万円）

2. 事業の流れ

（単独自治会で計画策定1年、活動実施2年、補助金を限度額まで使った場合の例）



策定1年目10万円

活動1年目30万円

活動2年目20万円

3. 問い合わせ先

○「補助の内容について詳しく聞きたい」、「役員で説明を聞きたい」等、お気軽にお問い合わせください。

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202/FAX22-2042

資料4 熊による被害防止対策について

令和8年度 野生鳥獣被害対策関連補助事業

(1) 鹿角市農業生産被害防止対策事業（電気柵ほか機材の設置に対する補助）

- 補助率**▶ 税抜事業費の1/3（電気柵等への補助額は、上限20万円、下限2万円。）
（防風ネットは、上限10万円。）
- 対象者**▶ 果樹、コーン類、酪農、畜産農家等で農畜産物を販売している農家
- 要件等**▶ ①対象作物は出荷販売する果樹、コーン類、畜産施設、畜産における自給飼料。
②事業の性質上、緊急性が高いと認められる園地等から優先的に採択する場合があります。
③対象経費（機材等）は、電気柵、爆音機、防鳥ネットの鳥獣害対策のほか、病害対策としての防風ネット等、有効と判断される施設の設置に要する経費とします。
④実施後3年間は申請した品目の経営面積維持をお願いします。
⑤中古機材や相対による譲渡等の購入経費は対象外。

事業についてのお問い合わせは 鹿角市農業振興課 ブランド作物推進班 Tel 30-0243へ

(2) 鹿角市緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金（誘引木の伐採に対する補助）

- 補助額**▶ 誘引木の伐採にかかる委託費用から、伐採した樹木の販売収入を差し引いた額の2分の1（千円未満切捨て）。樹木1本につき2万5千円を上限とする。
- 対象者**▶ 鹿角市内に住所を有する者で、市税等の滞納がない者。
- 要件等**▶ ①半径200m圏内に人家が10軒以上ある住宅地周辺に生えている樹木の伐採である
②栗、柿等、クマを引き寄せるとの恐れがある樹木であること。
③樹木が再生しないよう根元から伐採すること。
④樹木の所有者から伐採について同意が得られていること。
⑤農業被害の防止を目的としたものでなく、市街地へのクマの出没及び人身被害の防止を目的
⑥自ら伐採作業を行うものでなく、事業者等への委託により行われる伐採であること。

事業についてのお問い合わせは 鹿角市農地林務課 鳥獣対策班 Tel 30-0264へ

資料5 個人向け再エネ・省エネ導入等の支援等について

再エネ推進補助金（太陽光発電設備・蓄電池、木質バイオマス熱利用機器）

- ◇ 自家消費型太陽光発電設備・蓄電池の導入費用を支援します。

補助額：太陽光発電設備 7万円/kW

蓄電池 5万円/kWまたは蓄電池の価格（円/kWh）の1/3以内

※ 但し、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下に限る。

対象条件：①太陽光発電設備・蓄電池の利用状況を把握し、定期的に市に報告していただきます。

②蓄電池のみの支援はできません。



導入例①
太陽光発電

- ◇ 木質バイオマス熱利用機器（薪・ペレットストーブ等）の導入費用を支援します。

補助率：2/3以内 補助額：上限10万円

対象条件：①バイオマスの熱利用は、バイオマス依存率を60%以上としてください。

導入例②
木質バイオマス
熱利用機器



省エネ高効率空調等導入補助金（空調機器、給湯機器）

- ◇ 高効率な空調及び給湯機器の導入費用を支援します。

補助率：1/2以内 補助額：上限10万円（空調）、上限40万円（給湯）

対象条件：従来の機器等に対し30%以上の省CO2効果が得られることが必要です。

省エネ家電購入支援補助金（電気冷蔵庫）

- ◇ 省エネ家電（電気冷蔵庫）の導入費用を支援します。

補助率：1/2以内 補助額：上限10万円

対象条件：電気冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく多段階評価点3.5以上

募集概要：既に第1回目の募集は終了していますが、9月に第2回目の募集を実施予定です。

共通条件

- ◆ 申請し、補助決定後に購入いただきますので、事前に購入した場合は支援できません。
- ◆ 国の補助事業を活用していますので、導入後の使用状況などを確認させていただきます。
- ◆ 購入等の相手方を決定する場合、見積書の徴取など比較検討をお願いします。
- ◆ 市の許可なく売却等により処分した場合、補助金の返還を求めることがあります。

問い合わせ先 商工振興課 ゼロカーボン推進室 ☎ 30-0249 / FAX 30-1515

資料6 安心安全住まいづくり事業について

令和8年度 安全安心住まいづくり事業

住宅改修と中古住宅購入を支援します！

対象
事業

- ・補助対象工事費等が10万円以上（消費税含む）
- ・市内の建設業者が施工する工事
- ※(旧)民間住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を受けた方も申請できます

各事業の詳細は
裏面をご覧ください

【事業区分】

① 耐震改修事業

耐震改修工事

補助対象額の **30%**
上 限 **50万円**

② 住環境向上対策事業

- (1) 克雪対策
- (2) リフォーム等工事（高齢者・子育て世帯※1）

補助対象額の **20%**
上 限 **10万円**

③ 脱炭素化促進事業

断熱改修工事 開口部改修工事
ユニットバス化工事 熱交換型換気設備改修工事

補助対象額の **20%**
上 限 **30万円**

④ 上下水道加入促進事業

上水道引込工事 下水道等接続工事

補助対象額の **20%**
上 限 **10万円**

⑥ 中古住宅活用事業 **全世帯対象**

(1) 中古住宅の取得 (2) リフォーム等工事

補助対象額の **20%** 補助対象額の **20%** **最大100万円**
50万円 **50万円** **補助※2**

⑥ まちなか居住促進事業^{※3}

(1) 中古住宅の取得 (2) リフォーム等工事

補助対象額の **20%** 補助対象額の **20%** **最大150万円**
50万円 **100万円** **補助※2**

- ※1 ②のうち、リフォーム等工事は、高齢者世帯及び子育て世帯のみが対象です。
高齢者世帯：全員が65歳以上である世帯（世帯分離により65歳未満の者と同居する場合は除く）
子育て世帯：18歳未満の子がいる世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を含む）
- ※2 ⑤、⑥の事業では、(1)中古住宅の取得、(2)中古住宅リフォームの併用が可能です。
- ※3 ⑥の事業は、花輪の中心市街地(※)へ区域外から移り住む世帯が対象です。
(※第7次鹿角市総合計画において『まちなかエリア（中心市街地）』として設定された区域となります。
詳しくは都市整備課まで問い合わせください。)

対象
住宅

- ・市内の一戸建ての住宅（附属する車庫及び物置含む）
- 自己所有（配偶者、親又は子を含む）であって、現に居住しているもの
- ※併用住宅で住宅以外の床面積が2分の1未満の場合は、住宅部分のみ対象とします。
- ・居住するために取得する中古住宅

対象者

市内に住所がある又は鹿角市に移住する方で、市税等の滞納がない方

申請
期限

令和9年2月26日(金)まで
(完了実績報告書の提出は3月19日(金)まで)

予算がなくなり次第、終了します。

注意
事項

- 1 ①～⑥の異なる事業区分の補助金併用はできません。
- 2 国の住宅リフォーム関係補助金及び秋田県住宅リフォーム推進事業と併用することができます。
- 3 補助金の交付は、同一住宅につき1度限りです。（旧補助金はカウントされません）
- 4 工事の着手前に、補助金の交付決定を受けておく必要があります。
- 5 補助金の交付から3年以内に当該住宅を第三者に譲渡する予定のある方は申請できません。

問い合わせ 鹿角市都市整備課 建築住宅班 ☎0186-30-0266
HP <https://www.city.kazuno.lg.jp/>

補助金HP
はこちら→



資料6 安心安全住まいづくり事業について

【各事業の対象費用等】

① 耐震改修事業

- 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であった木造住宅に対し、上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事

※ 耐震診断：秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者が、一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること

② 住環境向上対策事業

- 克雪対策工事（屋根融雪装置設置、屋根の無落雪化）※風除室設置は対象外
- リフォーム等工事（住環境の向上や長寿命化の伴わない簡易な修繕を除く）

※ 完全分離型の二世帯住宅において、リフォーム等工事を行う場合は、それぞれ別の補助対象住宅とみなします。

③ 脱炭素化促進事業

- 断熱改修工事、開口部改修工事（複層ガラス窓、二重窓設置等）、ユニットバス化工事、熱交換型換気設備への交換・設置 など

※ユニットバスからユニットバスへの交換工事は対象外

※ 断熱改修工事については改修部位毎に、別に定める熱抵抗値又は必要な厚さ（秋田県住宅リフォーム推進事業【断熱・省エネ・防災減災改修（持ち家型）】における断熱化工事の補助要件に同じ）を満たす必要があります。

④ 上下水道加入促進事業

- 下水道等接続工事（下水道接続、トイレの水洗化、便槽・浄化槽撤去（汲取・洗浄・消毒費用を含む）など）
- 上水道引込工事 ※追加

※ ユニットバス等、排水設備工事に関係のない内外装工事等は、本項目の補助対象外となります。

⑤ 中古住宅活用事業

⑥ まちなか居住促進事業

- 中古住宅の取得費用（土地及び建物の登記費用等の諸経費を除く）
- 中古取得住宅（(1)の住宅）のリフォーム等工事

※ 中古住宅：鹿角市宅地・建物データバンクに登録されている建物 又は 鹿角市への移住・定住促進及び宅地・建物データバンク拡充に係る協定を締結した事業者が仲介する建物

※ (1)取得と(2)リフォーム等工事の両方を行う場合は、補助金は分けて申請いただきます。また、これらを二か年に分けて実施することができます。

※ (1)取得は、申請条件が整ってから6か月以内の申請に限ります。

●対象外工事●

- 住環境の向上や長寿命化の伴わない簡易な修繕工事
- 新築工事又は改築工事（既存住宅の全解体を伴うもの）
- 増改築又はリフォームを伴わない解体工事
- 家庭用電気機械器具などの購入や設置
- カーテンレールや暖房便座、井戸ポンプなど設備や備品に類するものの設置や取替
- 住宅用太陽光発電システムの設置工事
- 電話やインターネット等の配線工事
- 門や塀等、いわゆる外構工事（補助対象工事に関わる工事を除く）
- 他の補助制度を利用し、その制度で重複計上が認められていない工事
- 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

【交付申請書への添付書類】

補助金の交付申請にあたっては、次の書類の添付が必要となります。

- 補助対象工事の工事内訳見積書の写し
- 補助対象住宅の位置図
- 補助対象工事を行う住宅の工事着手前の全景及び工事箇所の写真
- その他市長が必要と認める書類

次の区分の事業については、上記に加え下記書類も必要となります。

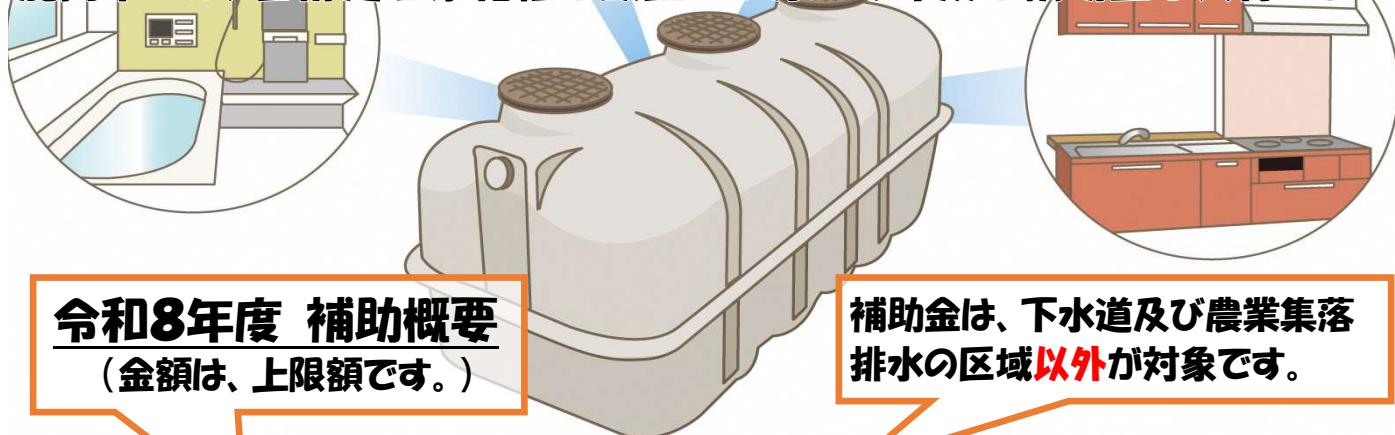
- 耐震改修事業
 - 耐震改修計画書（補助金交付要綱様式第5号）
 - 耐震診断書の写し
 - 耐震設計書及び補強計画平面図
 - 補強計算書
- 脱炭素化促進事業
 - 断熱改修等計画書（補助金交付要綱様式第6号）
 - 施工範囲を示した住宅間取り図
 - 使用する断熱資材・機器の種類等を示す書類（カタログ等）の写し
- 中古住宅活用事業
- まちなか居住促進事業
 - 中古住宅の取得に係る契約書の写し（(2)リフォーム等工事の場合は契約書案でも可）
 - 登記事項証明書（又は登記事項要約書） ※(1)取得の場合のみ
 - 転居後の住民票の写し ※(1)取得の場合のみ

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

今年度から更に

補助金上乘せ中!今がチャンス!!

鹿角市では、合併処理浄化槽を設置する方に今年度も補助金を交付します。



令和8年度 補助概要
(金額は、上限額です。)

補助金は、下水道及び農業集落排水の区域以外が対象です。

		5人槽	7人槽	10人槽	【人槽とは?】 浄化槽の規模を表し、実際に住まれる家族の人数や建物の床面積等によって決まります。
①	合併処理浄化槽設置費	414,000円	474,000円	660,000円	
②	単独処理浄化槽	150,000円			
	汲み取り便槽	120,000円			
③	宅内配管工事費	330,000円			

注意1: ②撤去費については、原則として完全撤去することが補助対象の要件です。

注意2: ③宅内配管工事費は、②撤去費が補助対象となった際に併せて補助対象にすることができます。

【例】～汲み取り便槽を撤去して5人槽を設置する場合～

①設置費: 414,000円 + ②撤去費: 120,000円 + ③配管工事費: 330,000円

最大で **864,000円** を補助します!



補助金申請の詳細については左のQRコードで検索するほか、下記までお問い合わせください。



補助金申請はお早めに!!

補助金に関するお問い合わせは、上下水道課まで(30-0275)

映像通報サービスとは、通報者が撮影した映像を消防に送信する119番通報の新しい仕組みです。

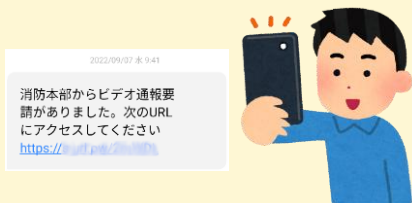
言葉では説明しづらい災害現場の状況を明確に伝えることで速やかな災害対応に繋がり、また、応急手当が必要な急病人やけが人に対して、より効果的な応急手当の指導を行えるようになり通報者の安心にもつながります。

映像通報サービス

2026年5月25日 運用開始

事前の登録、設定は必要ありません。119番通報時に、火災、交通事故、重症な患者など、通報内容から指令員が必要と判断した際に、通報者の同意を得た上で利用を案内します。

届いたショートメッセージに記載されたURLをタップするだけで利用可能です。



事前の登録やアプリのインストールは必要ありません。



GPSを有効にすることで、位置情報が消防に送られます



カメラで撮影した映像が消防に送られます



消防より送信された救助方法等の動画を視聴することもできます。



スマートフォンでご利用可能です。



- 送信された映像は、指令員の現場判断、救急隊や消防隊等との情報共有のためのみに使用します。
- 映像通報にかかるパケット通信料(URLへのアクセス及び動画送信等)は通報者の負担となりますのでご了承ください。

鹿角広域行政組合消防本部

お問い合わせ E-mail:fdkazuno@fdkazuno.jp TEL: 0186-23-5601 (代表)

資料9 組織機構と主な業務について

組織機構と主な業務

部等	課名等	班名等	電話番号	担当事務
総務部	行政経営推進室		30-0617	行政改革、公共施設等総合管理計画に関すること
	総務課	行政班	30-0203	情報公開、個人情報保護、地区担当員、庁舎管理、ふるさと鹿角会に関すること。
		秘書班	30-0204	市長・副市長に関すること。
		職員班	30-0206	職員採用、職員研修、職員に関すること。
		危機管理室	30-0299	防災、り災証明、遭難対策に関すること。
		デジタル戦略・広報室	30-0207	広報、統計調査、デジタル行政、電算処理、地域情報化に関すること
	政策企画課	かづのライフ班	30-0208	出会い応援、移住・定住の促進、関係人口に関すること。
		総合戦略室（政策研究所）	30-0201	総合計画の推進、政策研究、国際交流、市政への意見・要望に関すること。
	財政課	財政班	30-0209	市の財政に関すること。
		管財地籍班	30-0210	市の財産、法定外公共物、地籍調査に関すること。
	契約検査室	30-0211	入札参加者の登録、入札・契約、主要事業の工事検査に関すること。	
市民部	市民課	市民窓口班	30-0221	転入・転出、住民票、戸籍、印鑑証明、印鑑登録、出生届等、埋火葬及び改葬許可、電子証明書、パスポートに関すること。
			30-0212	マイナンバー（個人番号）に関すること。
			30-0223	国民年金に関すること。
			30-0657	支所・市民サービス窓口に関すること。
		国保医療班	30-0222	国民健康保険、福祉医療、後期高齢者医療制度に関すること。
		花輪支所	30-0226	住民票、戸籍、印鑑証明、納税、納税証明、所得証明、評価証明に関すること。
		十和田支所	30-0227	
		尾去沢支所	30-0228	
	八幡平支所	30-0229		
	大湯支所	30-0230		
		市民サービス窓口	22-2530	
	生活環境課	コミュニティ推進班	30-0202	自治会、集落支援員制度、男女共同参画、総合相談、市民センター、人権擁護委員、行政相談委員に関すること。
30-0258			消費者相談（消費生活センター）に関すること。	

資料9 組織機構と主な業務について

部等	課名等	班名等	電話番号	担当事務
市民部	生活環境課	環境推進班	30-0224	交通安全、交通災害共済、防犯、環境、ごみ・リサイクル、空き家に関する事。
		花輪市民センター	23-3351	コミュニティの醸成を図るための地域活性化に係る事務事業、生涯学習および社会教育等に関する事業に関する事。
		十和田市民センター	35-3045	
		尾去沢市民センター	23-2553	
		八幡平市民センター	32-2029	
		交流センター	23-7007	市民団体等への貸館に関する事。
	税務課	課税班	30-0213	所得証明、申告相談、市県民税、法人市民税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税に関する事。
		30-0214	評価証明、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、家屋調査に関する事。	
	収納管理室	30-0215	納税、納税証明、納税相談、税の口座振替に関する事。	
健康福祉部	福祉課	地域福祉班	30-0238	障がい者福祉、戦傷病者・戦没者遺族援護、民生委員、児童委員に関する事。
		保護班	30-0236	生活保護に関する事。
	すこやか子育て課	こども家庭応援班	30-0235	保育園、認定こども園、幼稚園、児童手当・児童扶養手当、ひとり親家庭生活支援、放課後児童クラブに関する事。
		健康づくり班	30-0119	各種健(検)診、予防接種、特定保健指導、健康づくり、献血、犬の登録に関する事。
	こども家庭センター		22-6322	養育、家庭の相談に関する事。
			30-0265	妊娠、出産に関する事。
	あんしん長寿課	高齢者支援班	30-0234	高齢者福祉、介護保険に関する事。
		介護予防班	30-0103	介護予防サービス、認知症対策、シルバーリハビリ体操に関する事。
	地域医療推進室		30-0262	医師確保対策、地域医療、在宅当番医に関する事。
	産業部	農業振興課	経営強化対策班	30-0241
			30-0274	集落営農、認定農業者、新規就農、6次産業化、農地中間管理機構に関する事。
ブランド作物推進班			30-0243	米・野菜・果樹・花き・畜産の生産支援及びブランド化の推進に関する事。

資料9 組織機構と主な業務について

部等	課名等	班名等	電話番号	担当事務
産業部	農地林務課	農地・森林経営班	30-0246	林業振興、農業農村整備、農業用施設整備、林道管理、森林の管理に関する事。
		鳥獣対策班	30-0264	有害鳥獣対策に関する事。
	商工振興課	商工班	30-0250	ふるさと納税、商工業の振興、中小企業の支援、雇用創出、労働対策、起業・創業支援、企業誘致、商店街の振興に関する事。
		ゼロカーボン推進室	30-0249	地球温暖化対策、再生可能エネルギーの導入・利活用に関する事。
観光戦略部	観光交通課	観光振興班	30-0248	観光の振興、観光宣伝、都市農村交流に関する事。
		交通政策班	30-0257	バス路線、観光アクセス利用促進に関する事。
	文化財・世界遺産課		30-0294	文化財の保護・利活用に関する事。
		大湯ストーンサークル館	37-3822	大湯環状列石、史跡の保護、埋蔵文化財、世界文化遺産に関する事。
建設部	都市整備課	計画管理班	30-0261	都市計画、公園管理、土地取引、道路占用の許可申請に関する事。
		道路河川班	30-0263	市道管理、除雪、街灯の維持・管理、土木工事、河川堤防、共働にともなう原材料支給（砕石、草刈り替刃等）に関する事。
		建築住宅班	30-0266	建築確認申請、住宅リフォーム申請、市営住宅、建築・住宅の相談に関する事。
	上下水道課	水道お客様センター	30-0273	上下水道料金の納付、水道開閉栓の申込みに関する事。
		管理班	30-0275	合併処理浄化槽、下水道受益者負担金、農業集落排水受益者分担金に関する事。
		工務班	30-0270	上水道工事、公共下水道工事、農業集落排水工事に関する事。
会計課			30-0216	支払い全般、物品の公売に関する事。
教育委員会事務局	教育総務課	総務班	30-0290	小・中学校等施設の維持管理・整備、奨学金に関する事。
		義務教育班	30-0291	小・中学校の就学関係、学校保健、学校給食、通学区域に関する事。
		教育政策班	30-0686	高等教育との連携に関する事。
	生涯学習課	社会教育班	30-0292	生涯学習、社会教育、青少年健全育成、出前講座に関する事。
		芸術文化振興班 文化の杜交流館	30-0293	文化芸術、文化の杜交流館の管理運営に関する事。

資料9 組織機構と主な業務について

事務局		電話番号	担当事務
	スポーツ振興課	30-0297	スポーツの推進、体育団体の育成指導、体育施設の管理、各種スポーツ大会の実施に関すること。
	インターハイ事務局	30-1141	全国高等学校スキー大会の開催に関すること。
議会事務局		30-0280	市議会、議会の傍聴、議事調査、議会だより、政務活動費に関すること。
監査委員事務局		30-0282	市の事務の監査、住民監査請求窓口に関すること。
農業委員会事務局		30-0283	農地の売買・貸借・転用・紛争・贈与・税金、農業生産法人、農業者年金に関すること。
選挙管理委員会事務局		30-0285	公職に関する直接請求窓口、選挙に関すること。